

入善町教育センターの沿革

1 名 称 入善町教育センター

2 所在地 〒939-0626

富山県下新川郡入善町入膳 5 2 3 2 番地 5

入善まちなか交流施設 うるおい館 3 階

TEL 0765-72-0009 FAX 74-2792

E メール nyuzen-ec@tym.ed.jp

ホームページ <http://www.nyuzen-c.tym.ed.jp>

3 沿 革

昭和 3 7 年 4 月	1 日	入善町理科教育センター創立 入善町立黒東中学校に併置 専任所員 1 名 (昭和 3 7 年 入善町教育委員会規則第 5 号)
昭和 3 9 年 4 月	1 日	入善中学校に移転
昭和 4 3 年 4 月	1 日	入善町教育センターと改称 (昭和 4 3 年 入善町条例第 1 0 号) 入善町入膳 3 6 1 6 の 1 番地に移転 専任所員 1 名増員 事務職員 1 名配置
昭和 4 5 年 4 月	1 日	生活指導主事 1 名配置 (入善・朝日担当)
昭和 4 7 年 4 月	1 日	専任所員 1 名減員
昭和 4 8 年 8 月	1 日	入善町中央公民館内に仮移転
昭和 4 9 年 5 月 2 2 日		旧入善警察署庁舎を改装し移転
昭和 5 4 年 4 月	1 日	教育専門員を配置
昭和 5 9 年 4 月	1 日	教育専門員配置の中止 町単による研究員の配置
昭和 6 1 年 5 月	6 日	武村福祉会館へ移転
昭和 6 3 年 4 月	1 日	教育専門員を配置
平成 2 年 4 月	1 日	教育専門員の中止 専任研究主事 (生活指導員兼務)
平成 3 年 4 月	1 日	生活指導員の中止 専任研究主事 1 名配置
平成 6 年 4 月	1 日	専任研究主事 (生活指導員兼務)
平成 7 年 2 月 1 5 日		入善町上野合同庁舎内に移転
平成 1 2 年 8 月 3 1 日		入善町武村福祉会館内に移転
平成 1 4 年 4 月	1 日	生活指導員の中止
平成 1 6 年 4 月	1 日	入善町適応指導教室教育指導員配置
平成 2 0 年 4 月	1 日	入善まちなか交流施設 うるおい館 3 階へ移転
平成 2 1 年 4 月	1 日	入善町青少年育成町民会議事務局 教育センターに移管

4 条例・規則 (資料 1・2)

入善町教育センター条例 (昭和 4 3 年 3 月 2 3 日公布 同 4 月 1 日施行)

入善町教育センター規則 (昭和 4 3 年 4 月 1 日適用)

(資料1)

入善町教育センター条例

昭和43年3月23日

入善町条例第10号

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、教育の振興を図るため、入善町教育センター(以下「教育センター」という)を設置する。

(位置)

第2条 教育センターは、入善町入膳5232番地5に置く。

(所掌事務)

第3条 教育センターは、次の事務を行う。

- (1) 教育内容・方法・施設・環境等の基礎的な調査研究に関すること。
- (2) 教職員の研修に関すること。
- (3) 教育の調査研究に必要な図書及び資料の収集並びに活用に関すること。
- (4) 各種教育にかかわる教材及び資料の作成並びに配布に関すること。
- (5) 各種教育にかかわる施設及び設備の提供に関すること。
- (6) 教育相談に関すること。
- (7) その他教育の調査研究に関すること。

(職員)

第4条 教育センターに、管理上必要な職員を置く。

(運営委員会)

第5条 教育センターに、教育センター運営委員会を置く。

(細則)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、入善町教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年3月22日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年9月24日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年3月8日条例第2号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成12年6月16日条例第42号)

この条例は、平成12年8月5日から施行する。

附 則(平成17年3月25日条例第6号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月14日条例第14号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(資料2)

入善町教育センター規則

昭和43年5月10日

入善町教育委員会規則第1号

(目的)

- 第1条 この規則は、入善町教育センター条例(昭和43年度入善町条例第10号)の規定に基づき、入善町教育センターの組織に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所長)

- 第2条 入善町教育センター(以下「教育センター」という)に所長を置く。
2 所長は、教育センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(所長代理)

- 第3条 教育センターに、所長代理を置く。
2 所長代理は、所長を補佐し、所長に事故ある時はその職務を代行する。

(職員)

- 第4条 教育センターに、主事、その他必要な職員を置く。

(運営委員会)

- 第5条 教育センター運営委員会(以下「運営委員会」という)は、教育センターの運営に関し、所長の諮問に応ずると共に、教育センターの行う業務につき、所長に対して意見を述べる機関とする。

(委員)

- 第6条 運営委員会の委員(以下「委員」という)の定数は、18名以下とし、次の各号に掲げる者のうちから、入善町教育委員会が委嘱する。
(1) 町立学校を代表する者
(2) 学識経験を有する者
2 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3 前項の規定にかかわらず、任期中において委員が第6条第1号に掲げる職を離れたときは、その職を失う。

(会議)

- 第7条 運営委員会の会議(以下「会議」という)は、所長が必要に応じて招集する。
2 運営委員は、委員のうちから議長を選挙する。
3 議長は、会議を主宰する。
4 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
5 会議の議決は、出席委員の過半数で決する。

(雑則)

- 第8条 この規則に定めるものを除くほか、教育センターの組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。
2 入善町理科教育センター設置規則(昭和37年入善町教育委員会規則第5号)は、廃止する。

5 入善町教育センター職員

所 長(兼)	小 川 晋
所 長 代 理	西 尾 光 生
教育専門指導員	上 野 郁 行
教育専門指導員	上 島 芳 子
教 育 指 導 員	戸 倉 芳 子
教 育 指 導 員	田 中 亜 紀
子どもと親の相談員	徳 光 孝 子
助 手	窪 野 美 雪

※ 魚津地区教育センター協議会

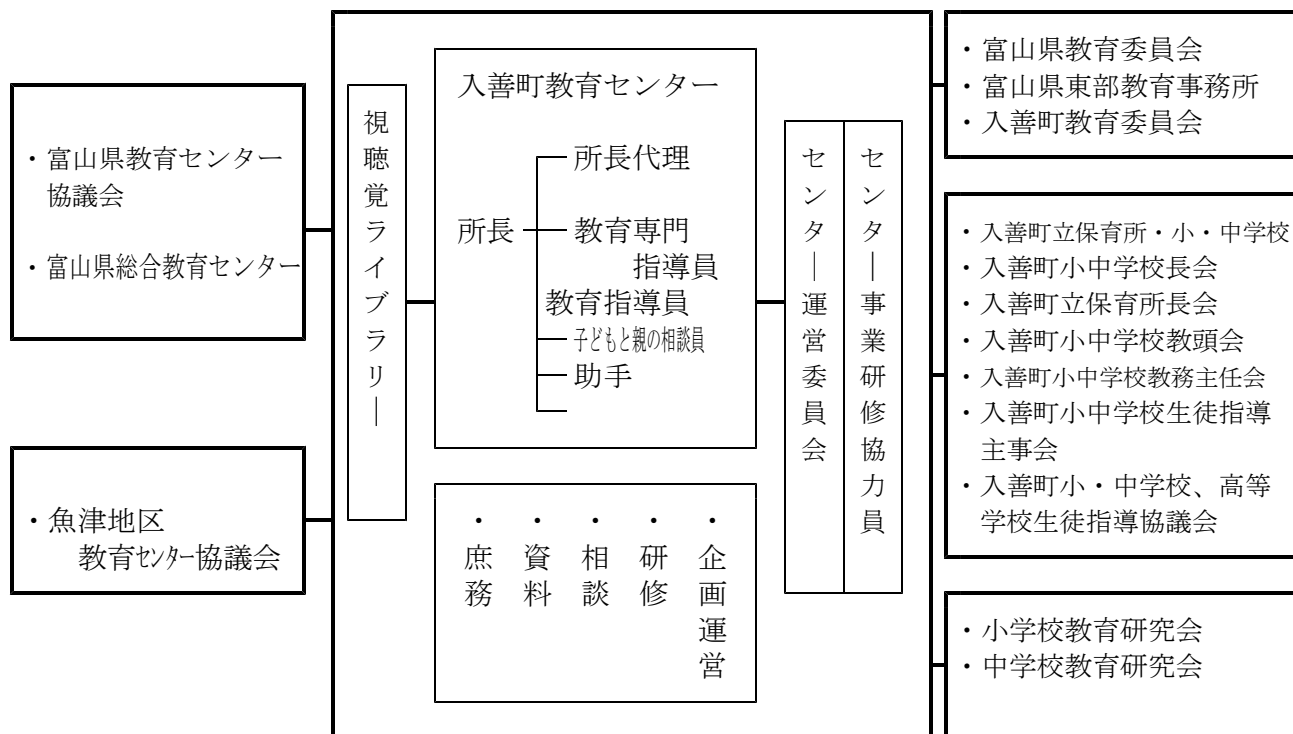
理 事 長 米 澤 利 子

※ 富山県東部教育事務所 入善町担当	主任指導主事	鍋 谷 靖 子
	主任指導主事	河 内 崇
	指 導 主 事	五十里 武 史
	指 導 主 事	市 村 明 恵

入善町教育センター運営委員

学 校 名	委 員 名
黒 東 小 学 校	吉 本 裕佳里
飯 野 小 学 校	高 橋 郁 美
上 青 小 学 校	愛 場 留 美
入 善 小 学 校	内 山 真 之 (小学校校長会代表)
ひばり野小学校	川 上 沙 織
桃 李 小 学 校	水 島 佳 織 (教頭会代表)
入 善 中 学 校	竹 内 康 彦 (中学校校長会代表)
入 善 西 中 学 校	川 端 和香子 (教頭)

6 運営機構



7 運営業務分担

運営方針に基づき、企画・研修・支援活動の調和を図るため、5部門に分けてそれぞれの業務を分担する。

事項	分 担 業 務	担 当 者 (・主務)
所長	所務の統括、所属職員の指揮監督に関すること	小 川
所長代理	教育センター業務の総括に関すること 小中学校長会との連絡調整に関すること	西 尾
企画運営・管理	1 公印、公簿保管に関すること 2 予算の編成と執行に関すること 3 事業の計画、運営に関すること 4 渉外に関すること 5 会議に関すること 6 その他、管理・運営に関すること	○西 尾 上 野 上 島 窪 野
研 修	1 教科、領域などに関する研修支援に関すること 2 教育相談、調査、検査など生徒指導に関すること 3 教育調査、研究に関すること 4 教育機器の利用及び資料作成に関すること	○西 尾 上 野 上 島 徳 光
相 談	1 幼児・児童・生徒、教師、保護者等の教育相談活動 2 適応指導教室に関すること 3 保・小・中の接続、就学に関すること	○上野、○上島 戸倉、田中 ○上島、西尾 徳光

資 料	1 教育図書、資料、教材、教具等の斡旋及び整備に関すること 2 その他、教育情報、資料の提供に関すること	○西尾、 上野 上島、 戸倉 田中、 窪野
庶 務	1 文書の収受、発送に関すること 2 会計事務に関すること 3 資料に関する補助的業務に関すること 4 所内の整備に関すること 5 その他、庶務に関すること	○西尾 ○窪野 上野、 上島 戸倉、 田中

8 令和7年度運営方針と重点事業

(1) 運営方針

入善町教育委員会重点施策を基調として、各保育所・小・中学校及び関係機関との連携を密にしながら、入善町学校教育の充実に努める。

(2) 重点事業

教育センター条例による所掌事務及び運営方針に基づき、次の事項に重点を置く。

① 児童生徒の自立性を高める教育活動

ア 学習指導の充実

- ・学習指導の改善に関する指導助言
- ・小学校社会科、理科、図画工作科等の現地学習の実施
- ・全国学力・学習状況調査結果の分析と活用についての提言
- ・学力向上についての推進
- ・ふるさと教育の充実に向けた支援

イ 生徒指導の充実

- ・教育相談活動の推進
- ・地域ぐるみの生徒指導の充実
- ・学級担任によるカウンセリングの充実
- ・特別な配慮を必要とする児童生徒への指導や支援の充実
- ・関係諸機関との連携強化
- ・適応指導による支援
- ・特別な配慮を要する園児及び児童生徒等、保育所・小・中学校の発達の段階に応じた連携の支援

ウ 教師の研修

- ・現地学習の実施に向けた指導者研修
- ・情報セキュリティ、情報モラル、情報関連機器、プログラミング教材等、学習利用のための研修
- ・カウンセリング研修
- ・いじめ・不登校・特別支援等の生徒指導に関する研修
- ・理科実験・観察訪問研修
- ・県総合教育センター、魚津地区教育センター協議会と連携した研修
- ・児童生徒の学力向上に関する研修
- ・小中学校研究主務者会議を中心とした授業力向上研修（優れた実践の共有等）
- ・採用初年度～3年次の若手教員を対象とした研修
- ・県総合教育センターの不登校生徒支援協議会、研修会等